第二十六条中「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条第二項中「第二十三条乃至第二十五条」を「第二十二条から第二十四条まで」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十七条の二第一項第四号中「（回転出資金を除く。以下同じ。）」を削り、同条を第二十七条とする。

第二章第三節を同章第五節とする。

第十一条の五第二項中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に、「第十一条の五十第一項」を「第十一条の六十九第一項」に、「第十一条の四十九第四項」を「第十一条の六十八第四項」に改め、同条第三項中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に改め、第二章第二節の三中同条を第十一条の六十九とする。

第十一条の四十九第三項中「第十一条の四十五第三項」を「第十一条の六十四第三項」に、「第十一条の四十九第一項」を「第十一条の六十八第一項」に改め、同条第五項中「第十一条の四十七第五項」を「第十一条の六十六第五項」に、「第十一条の四十九第四項」を「第十一条の六十八第四項」に、「第十一条の四十九第一項」を「第十一条の六十八第一項」に改め、同条を第十一条の六十八とする。

第十一条の四十八第二項中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に、「第十一条の四十八第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改め、同条第三項中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に改め、同条を第十一条の六十七とする。

第十一条の四十七第一項第七号中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」を「私的独占禁止法」に改め、同条第三項中「第十一条の四十五第三項」を「第十一条の六十四第三項」に、「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一項」に改め、同条を第十一条の六十六とし、第十一条の四十六を第十一条の六十五とし、第十一条の四十五を第十一条の六十四とする。

第二章第二節の二中第十一条の四十四を第十一条の六十三とする。

第十一条の四十三第一項中「第十一条の三十六第一項」を「第十一条の五十五第一項」に、「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「第十一条の三十六第四項」を「第十一条の五十五第四項」に改め、同条を第十一条の六十二とする。

第十一条の四十二第一項中「第十一条の三十六第一項」を「第十一条の五十五第一項」に、「議決」を「決議」に、「第十一条の三十七第三項」を「第十一条の五十六第三項」に改め、同条第二項中「第十一条の三十六第一項の議決」を「第十一条の五十五第一項の決議」に改め、同条を第十一条の六十一とし、第十一条の四十一を第十一条の六十とし、第十一条の四十を第十一条の五十九とする。

第十一条の三十九第一項中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に改め、同条第五項中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に、「第九十九条の十一」を「第九十九条の十二」に改め、同条を第十一条の五十八とする。

第十一条の三十八第一項中「第十一条の三十六第一項の議決」を「第十一条の五十五第一項の決議」に、「第十一条の四十四第一項」を「第十一条の六十三第一項」に、「第十一条の三十六第四項」を「第十一条の五十五第四項」に改め、同条を第十一条の五十七とする。

第十一条の三十七第一項中「議決又は」を「決議又は」に、「議決は」を「決議は」に改め、同条第二項中「議決（」を「決議（」に、「仮議決」を「仮決議」に改め、同条第三項中「仮議決」を「仮決議」に、「議決が」を「決議が」に改め、同条を第十一条の五十六とする。

第十一条の三十六第一項中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に、「議決」を「決議」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改め、同条を第十一条の五十五とし、第十一条の三十五を第十一条の五十四とし、第十一条の三十四を第十一条の五十三とする。

第十一条の三十三第一項及び第二項中「蓋然性」を「蓋然性」に改め、同条を第十一条の五十二とする。

第二章第二節の二を同章第三節とする。

第十一条の三十二第三項中「又は廃止」を「（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る農業経営規程の変更をしたとき、又は農業経営規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第二章第二節中第十一条の三十二を第十一条の五十一とする。

第十一条の三十一第六項中「議決を」を「決議を」に改め、同条第七項中「議決」を「決議」に改め、同条第九項中「議決を」を「決議を」に改め、同条を第十一条の五十とし、第十一条の三十を第十一条の四十九とする。

第十一条の二十九第三項中「又は廃止」を「（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る宅地等供給事業実施規程の変更をしたとき、又は宅地等供給事業実施規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十一条の二十九を第十一条の四十八とし、第十一条の二十八を第十一条の四十七とする。

第十一条の二十七第二号中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、同条を第十一条の四十六とし、第十一条の二十六を第十一条の四十五とし、第十一条の二十五を第十一条の四十四とする。

第十一条の二十四第一項中「受ける」を「享受する」に改め、同条第四項中「第十一条の二十四第三項」を「（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十三第三項」に改め、同条を第十一条の四十三とする。

第十一条の二十三第三項中「又は廃止」を「（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

農業協同組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る信託規程の変更をしたとき、又は信託規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十一条の二十三を第十一条の四十二とし、第十一条の二十二を第十一条の四十一とし、第十一条の二十一を第十一条の四十とする。

第十一条の二十第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合」に改め、同条を第十一条の三十九とする。

第十一条の十九中「第十一条の十七」を「第十一条の三十六」に改め、同条を第十一条の三十八とし、第十一条の十八を第十一条の三十七とし、第十一条の十七を第十一条の三十六とし、第十一条の十六を第十一条の三十五とする。

第十一条の十五第一項中「第十一条の十七」を「第十一条の三十六」に改め、同条第二項中「てん補」を「塡補」に改め、同条を第十一条の三十四とし、第十一条の十四を第十一条の三十三とし、第十一条の十三を第十一条の三十二とし、第十一条の十二の三を第十一条の三十一とし、第十一条の十二の二を第十一条の三十とし、第十一条の十二を第十一条の二十九とし、第十一条の十一を第十一条の二十八とする。

第十一条の十の三中「第四十五条（」を「同法第四十五条（」に、「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他農業協同組合法第十一条の十第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」を「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、共済契約者等（農業協同組合法第十一条の二十第一項に規定する共済契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、農林水産省令で定めるところにより、当該特定共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければ」に、「第十一条の十八」を「第十一条の十六」に改め、同条を第十一条の二十七とし、第十一条の十の二を第十一条の二十六とする。